

文化財保護法の埋蔵文化財関係手続きについて

(1) 周知の埋蔵文化財包蔵地内で土木工事を行う場合

届出・通知者	手続	期 限	提 出 先	宛 先	備 考
①民間の事業者	届出	60 日前	市町村教育委員会	県教育委員会教育長	法 93 条
②国・地方公共団体等	通知	事業計画時	市町村教育委員会	県教育委員会教育長	法 94 条

※進達の際、**試掘調査の結果のわかる資料を添付**すること。

※県指定史跡の場合、現状変更申請のほかに**届出が必要**。

(2) 発掘調査を行う場合

届出・通知者	手続	期 限	提 出 先	宛 先	備 考
①地方公共団体以外	届出	30 日前	市町村教育委員会	県教育委員会教育長	法 92 条
②市町村教育委員会	通知	実施前	県教育委員会	県教育委員会教育長	法 99 条

※開発事業との調整を図るために行う事前の試掘・確認調査の場合は届出・通知は要しない。(ただし、試掘・確認調査の概要・結果をまとめた資料を整備しておくこと)

※開発事業に伴わないトレンチ調査(学術調査や保存目的など)の場合は手続きを行う。

※**県指定史跡の場合も提出**。

※発掘調査終了後、県教育委員会へ**発掘調査終了報告**の提出を行う。

(3) 工事中に遺跡を発見した場合

届出・通知者	手続	期 限	提 出 先	宛 先	備 考
①民間の事業者	届出	遅滞なく	市町村教育委員会	県教育委員会教育長	法 96 条
②国・地方公共団体等	通知	遅滞なく	市町村教育委員会	県教育委員会教育長	法 97 条

(4) 発掘調査等により遺物を発見した場合(遺失物法第 13 条・文化財保護法第 100 条)

必要書類	手続	期 限	提 出 先	宛 先
①中核市の場合 文化財発見通知	通知	発見日の次の日から 7 日以内	所轄の警察署	所轄の警察署長
②中核市以外の市町村 埋蔵物発見届	届出			
埋蔵文化財保管証	提出	発見通知・届と同時(同日付)に	県教育委員会	県教育委員会教育長

※保管証を提出する際は、発見通知(届)の写しを添付すること。

※ 提出部数は、各手続きとも 1 部。大きさは A 4 版で統一する。